**令和3年度**

**企画提案型利用間伐等促進事業　事業実施のポイント**

**１、素材販売業務実績報告書の提出**

・　例年、提出をお願いしているところですが、利用間伐事業を実施した事業体の皆様は、素材販売業務実績報告書を提出してください。

・　報告書に伝票を添付する際に、他の造林地からの材と一緒に納材するなどして伝票上で公社分の抽出が難しい場合、『伝票記載分のうち○○○m3が公社分』というように記載してください。

・　伝票が全て揃っていない場合は、揃い次第、報告書の提出をお願いします。

**２、共同事業体による入札時の注意点**

・　共同事業体で入札及び事業を実施する場合、共同事業体を登記する（共同事業体名のハンコを作る）か、登記しない（共同事業体名のハンコを作らない）か、によって書類の事業体名の書き方が変わりますのでご注意ください。なお、請負契約に必要な書類の様式データは、公社ホームページの森林・林業課のページ http://www.niigata-ringyou.jp/ からダウンロードできます。

・　新たに「共同事業体」での事業実施を検討されている事業体の方は、森林・林業課までお問い合わせください。

**３、提案書提出時及び事業実施時の注意点**

①　提出場所と提出方法（「令和3年度企画提案書の募集について」より抜粋）

**提案書の宛先・・・（公社）新潟県農林公社　森林・林業課　藤井**

**提 出 方 法 ・・・持参・書留郵便・配達証明郵便・宅配便（ポスト投函は不可）**

②　提案書作成時の留意点（「令和3年度「企画提案型利用間伐等促進事業」に係る企画提案書作成のための仕様書」より抜粋）

（３）　提案書の１枚目は表紙とし、｢新潟県農林公社企画提案型利用間伐等促進事業企画提案書｣と表題を付し、当該提案書の団地名、提出者名ならびに本件の担当者及び連絡先を明記すること。

③　提案書の作成及び事業の実施時に、とくに考慮していただきたいこと

１　県や市町村等による木材の運搬補助などを活用する場合には、提案内容への考慮をお願いします。

２　補助金申請上の話しとして、もう少し搬出すればヘクタールあたりの搬出材積が一つ上のランクになりそうな場合（例：69m3/ha→70m3/ha）、ヘクタールあたりの材積が上のランクになるような管理をお願いします。その際に、林内の搬出できるものはできる限り搬出し、かつ、間伐率が過大になりすぎないような提案書の作成及び現場の管理をお願いします。

３　造林地内に搬出が困難な範囲があった場合、搬出ができないからといって施業範囲から除いてしまうと、その部分の間伐が行なわれず手付かずのままとなってしまいます。35年生以上の林では、伐倒木平均胸高直径が18cm未満であれば保育間伐として造林補助金の申請対象とできますが、18cm以上となる場合は単独では補助金申請の対象となりませんので、利用間伐の実施範囲の一部として施業の検討をお願いします。

４　成果品の完了写真について、間伐前及び森林作業道開設前の写真を撮影し忘れている場合が散見されます。実施前後の写真は同一地点で同一方向の撮影をお願いします。また、間伐前の選木状況や山土場での椪積状況、森林作業道の開設状況（除根・掘削・埋戻し・締固め）の写真など、**その時でなければ撮れない写真の撮り忘れ**には十分に注意してください。

　　成果品写真につきましては、GPSデータの写し込みができないカメラを使用している場合、撮影地点の緯度経度を記載するなどして提出してください。